

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1513号)

平成30年7月19日

横情審答申第1513号

平成30年7月19日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年3月13日建建安第1397号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02909）」の一部開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02909）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、「確認処分（H27確申建築よこはま12399）、変更処分（H28確変建築よこはま00048）、中間検査処分1回目（H28確中建築よこはま00667）、中間検査処分2回目（H28確中建築よこはま01409）及び完了検査処分（H28確完建築よこはま02909）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して、平成29年1月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件審査請求文書のうち、建築士印の印影は、開示することにより建築士及び建

築士事務所等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

また、平面図、断面図、矩形図、構造計算書、構造設計標準仕様、構造詳細図及び地盤改良図（以下「平面図等」という。）は、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、個人印の印影及び地盤調査報告書は、開示することにより、個人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

非開示とする部分の概要欄記載中の「印の印影」部分を除き全て開示せよ。また、建築確認申請前の準備手続及び取下に至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであるから、これらの文書、図面等を全て開示せよ。

5 審査会の判断

(1) 建築物の建築等に関する建築確認処分（変更確認処分）、中間検査処分及び完了検査処分に係る事務について

ア 建築主は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項各号に定める建築物を建築しようとするときは、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認（以下「建築確認」という。）を受け、確認済証の交付を受けなければならないと規定されている。建築確認を受けた建築物の計画の変更（以下「変更確認」という。）も同様である（法第6条第1項柱書）。

イ 建築主は、法第6条第1項の規定による工事を完了したときは、建築主事の検査を申請しなければならない。建築主事は、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査し、適合していることを認めるときは、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない（法第7条）。

ウ また、当該工事が、法第7条の3第1項各号のいずれかの工程（以下「特定工程」という。）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに、その都度、中間検査を申請し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程を施工してはならないと規定されている（法第7条の3第1項及び第6項）。

エ 建築確認（変更確認）、中間検査及び完了検査（これらを総称して、以下「建築確認等」という。）を指定確認検査機関が行った場合は、法第6条の2第1項、第7条の2第5項及び第7条の4第4項の規定により建築主事による建築確認等とみなすこととされている。

オ 指定確認検査機関は、建築確認等を行ったとき又は申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき若しくは建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、法第6条の2第5項、第7条の2第3項及び第6項並びに第7条の4第2項及び第6項に基づき、確認審査報告書、完了検査引受通知書、完了検査報告書、中間検査引受通知書及び中間検査報告書を省令で定める書類を添えて特定行政庁に提出しなければならない。

カ さらに、特定行政庁は、法第12条第5項の規定により指定確認検査機関に報告を求めることができることとされている。

(2) 本件審査請求文書について

審査請求人は、本件に係る開示請求書に「①建築主事及び民間検査機関が特定行政庁に請求した2015年1月4日から開示請求日迄の間に変更処分を行った建築確認処分、変更処分、中間検査処分、完了検査合格処分について 原処分を取消せずに、新たな変更処分を行った場合に関する全ての文書、図面等、回議書つき ②処分庁が保有する文書・図面等も①に含まれているから開示請求の対象文書等に該る。」と記載し、本件開示請求を行っている。

実施機関は、対象行政文書が2,791件の建築物に係る大量の文書であったため、開示対象文書リストを作成の上、開示決定等期間特例延長通知を行って順次開示決定等を行うこととし、戸建て物件のうち建築主事による処分に係る2物件及び指定確認検査機関による処分に係る2物件の関係文書を初回の開示決定等の対象とした。

本件審査請求文書は、これら4物件に係る処分のうち指定確認検査機関が行った1物件に係る処分に関して、特定行政庁として実施機関が報告を受け、若しくは報

告を求めて取得し、又は報告を求めするために作成した別表の行政文書である。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び個人印の印影については条例第7条第2項第2号に、建築士印の印影及び平面図等については同項第3号アに、個人印の印影及び地盤調査報告書については同項第4号に該当するとして、非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において、「印の印影」については開示を求めているため、個人印の印影及び建築士印の印影を除き、実施機関が非開示とした部分の条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号の該当性について、以下検討する。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。また、本号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 本件審査請求文書のうち、個人の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 次に、実施機関は本件審査請求文書のうち地盤調査報告書について、開示することにより、個人の財産権を侵害するおそれがあるとして、条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示としているが、第4号の財産等の保護とは、人の財産等を犯罪等の危険から保護し、又は当該危険を除去することをいうため、当該非開示理由に該当しない。

この点について、当審査会は、地盤調査報告書の条例第7条第2項第2号の該当性について、次のように判断する。

エ 当審査会において地盤調査報告書を見分したところ、個人の建物の建設予定地における地盤の性状を評価し、建設構造物、基礎設計に必要な資料となるもので、個人の財産に係る情報であることが認められた。よって、個人に関する情報であって、登記簿等の情報と照合することにより、特定の個人を識別する

ことができる情報であり、本号本文に該当する。

オ 次に、本号ただし書の該当性について、以下検討する。

地盤調査報告書に記録された土地の性状に係る情報は、がけ崩れの危険性を未然に防ぐ等のために公にすることが必要となる場合もあり得るが、本件ではそれらの事情は認められず、本号ただし書イには該当しない。また、本号ただし書ア及びウにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち、平面図等については、設計者の建築設計上の技術的なノウハウが含まれており、開示することにより設計者の事業上の正当な利益を害するおそれがあるとして、非開示としている。

ウ 当審査会において見分したところ、これらの平面図等は、設計者である法人等の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、本号アに該当する。

(5) 建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等の存否について

ア 審査請求人は、建築確認申請前の準備手続及び取下げに至る経緯を記録した文書、図面等があるはずであると主張しているので、以下検討する。

イ この点について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

指定確認検査機関からの建築確認申請前の事前相談は、法令などの審査基準に関する相談や、申請前に必要な許可に関する相談を受けることで、円滑な建築確認申請手続を行うためのものであるが、相談に対する回答は口頭で行い、提示された文書、図面等の資料を受け取ることもしていない。

また、取下げに至る経緯については、本件は指定確認検査機関への申請であり、実施機関は、指定確認検査機関から取下げに至る経緯までは報告を受けていないため、文書、図面等は保有していない。

ウ これらの実施機関の説明に特段不自然な点は認められず、当該文書を保有していないとの実施機関の説明は、首肯できる。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（本件審査請求文書）

分類	文書名	添付文書	非開示部分
建築確認	確認審査報告書（平成 28 年 2 月 24 日）		個人の氏名
建築確認	確認審査報告書（平成 28 年 2 月 26 日 H27 確申建築よこはま 12399）	建築計画概要書	個人の氏名
中間検査	建築主等の届出の報告書（平成 28 年 4 月 5 日）	取下届	個人の氏名及び個人印の印影
変更確認	確認審査報告書（平成 28 年 4 月 6 日）		個人の氏名
変更確認	確認審査報告書（平成 28 年 2 月 26 日 H28 確変建築よこはま 00048）	建築計画概要書	個人の氏名
中間検査	中間検査引受通知書（平成 28 年 4 月 11 日）		
中間検査	中間検査報告書（平成 28 年 4 月 12 日 H28 確中建築よこはま 00667）	建築計画概要書	
中間検査	中間検査引受通知書（平成 28 年 4 月 25 日）		
中間検査	中間検査報告書（平成 28 年 5 月 2 日 H28 確中建築よこはま 01409）	建築計画概要書	
完了検査	完了検査引受通知書（平成 28 年 6 月 17 日）		
完了検査	完了検査報告書（平成 28 年 6 月 23 日 H28 確完建築よこはま 02909）	建築計画概要書	
その他	建築確認申請に関する報告について（平成 28 年 7 月 4 日）		
その他	建築基準法第 12 条第 5 項の規定による報告書（平成 28 年 7 月 14 日）	確認申請書（建築物）（建築計画概要書、委任状、立面図その他の図面類を含む。）及び計画変更確認申請書（建築物）（建築計画概要書、立面図その他の図面類を含む。）	個人の氏名、個人印の印影、建築士印の印影、平面図、断面図、矩形図、構造計算書、構造設計標準仕様、構造詳細図、地盤改良図及び地盤調査報告書

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年3月13日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年4月20日 (第212回第三部会) 平成29年4月25日 (第302回第一部会) 平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・諮問の報告
平成29年12月21日 (第225回第三部会)	・審議
平成30年1月18日 (第226回第三部会)	・審議
平成30年2月2日 (第227回第三部会)	・審議
平成30年3月2日 (第229回第三部会)	・審議
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月5日 (第231回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議